

判決要約

No.288

番号	概要	キーワード
1 事件番号(裁判所)		4 被告(被控訴人)
2 判決言渡日(判決)		5 出願番号等
3 原告(控訴人)		6 要約

288 - 1	「弾性表面波フィルタ装置」に関する拒絶審決が取消された	推考容易性
1 平12(行ケ)472号(東高18民) 2 平14.7.18(認容) 3 日本碍子(株),山之内和彦 4 特許庁長官 5 特願平5-45368号 6 要旨:トランスバーサル型の弾性表面波フィルタ装置に用いられる変換器であって,水晶又は水晶と同程度の電気機械結合係数を有する圧電性材料で構成した基板上に形成した正電極,負電極及び短絡型の浮き電極を備え,基本弾性表面波の波長をとした場合,前記正電極の電極指をの中心間距離を以て周期的に形成し,前記負電極の電極指を,互いに隣接する正電極の電極指間の中間位置にのピッチで周期的に配置し,前記浮き電極の電極指を,互いに隣接する正電極の電極指と負電極の電極指との間の中間位置から一方の側に/12偏位した位置にのピッチで周期的に配置し,前記正電極,負電極及び浮き電極の各電極指の弾性表面波の伝播方向の幅dを,式 $0.8 \times /12 \leq d \leq 1.3 \times /12$ を満たすように設定したことを特徴とする変換器である。 争点1:刊行物1(特開平3-133209号公報)には,審決の認定に係る第1の発明「トランスバーサル型弾性表面波フィルタ装置に用いられる変換器であって,圧電性材料で構成した	基板上に形成した正電極,負電極及び短絡型の浮き電極を具え,...前記浮き電極の電極指を,互いに隣接する正電極の電極指と負電極の電極指との中間位置から一方の側に偏位した位置にのピッチで周期的に配置し,前記正電極,負電極および浮き電極の各電極指の弾性表面波の伝播方向の幅dを/12に設定した変換器であって,挿入損失を小さくできる発明」が記載されているか。 争点2:本願発明は刊行物1の発明から推考容易か。 判示事項:刊行物1の第2図のものは,「短絡型」すなわち浮き電極として短絡型の浮き電極のみを備えた構造において,浮き電極の位置を正負電極指の中心位置からずらし,かつ電極指幅を/12とした構成ではないので,刊行物1には審決の認定した第1の発明は記載されているとすることはできない。また,刊行物1に記載された発明においてLiNbO3基板に代え水晶等基板を採用し,本願発明のようにすることは,刊行物1の第2図に記載されたものは「双方型」の構造であるから,その構造中の開放型浮き電極を捨象し,単純に基板を水晶等に変えることは当業者が通常想定しないことであるといわざるを得ない。 (特29条2項)重要度 (曾々木 太郎)	
288 - 2	訂正の審決が確定したが,訂正前の第4発明と同一であるとの被告の主張は,訂正後の発明が特許庁の判断を経ていないから裁判所で第一次的に判断できず,審決は判断対象を誤った	訂正審決容認 無効審決取消
1 平12(行ケ)361号(東高6民) 2 平14.7.18(認容) 3 豊田合成(株)他3名 4 日亜化学工業(株) 5 特許2623466号 6 概要:本訴継続中に本件特許に係る異議申立事件(平成9年異議第75898号)の審理過程において本件明細書の訂正が認められ,本件特許の請求項1に係る特許を維持するとの異議決定が確定した。 争点:本件訂正により本件特許請求の範囲が減縮されたか。 判旨:本件訂正は訂正前の請求項1を訂正後の請求項1と訂正し,訂正前の請求項2~4を削除したものであり,訂正前発明1は,訂正後発明1に訂正されたもので,両者を比較すれば,特許請求の範囲が減縮されたことは明らかである。 被告は,訂正後発明1が訂正前発明4と同一であると主張する。しかし,両者を比較すると,訂正は,新たな要件を付加する形のものに加えるものであることは明らかである。 訂正後発明1の特許請求の範囲の記載は,一見するがぎり訂正前発明4に新たな要件を付加するものとなっているのであるから,この新たな要件のように見えるものについて,こ	れが訂正後発明1においてどのような意味を与えているのか,被告が主張するように訂正前発明4のものと実質的に同趣旨のものともみることが出来るのかどうかということがまず問題となるのであり,これにつき,特許庁における審判の審理判断を経る事無く,審決取消訴訟の継続する裁判所において第1次的に判断を行なうことは出来ないものと解さざるを得ない。 無効審決取消訴訟の継続中に当該特許に係る発明を特定する特許請求の範囲につき,それを減縮する形で,文言を変更する本件訂正を認めた異議の決定が確定したことになり,審決は,結果として,判断の対象となるべき発明の要旨の認定の基礎となる特許請求の範囲の文言の認定を誤ったものになる。この誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから,取消しを免れない。 以上によれば,本訴請求は理由がある。そこでこれを認容し,訴訟費用の負担については原告に負担させるのを相当と認め,行政事件訴訟法7条,民事訴訟法62条を適用して主文のとおり判決する。 (特126条4項,民訴62条)重要度 (星野 昇)	

288 - 3	退職した元従業員らにより開発された競合プログラムが、著作権侵害ではないとされた	コンピュータプログラム、複製、翻案、営業秘密
1 平11(ワ)12875号(大地21民) 2 平14.4.23(棄却) 3 シーエーエヌ(株) 4 (株)ドッドウェルビー・エム・エス 6 概要:原告は、プログラム「公共工事設計積算システム」(以下、「原告ソフト」)を開発し、その著作権を有していた。 その後被告は、(株)ジェイソフトと共同で、プログラム「自治体専用 公共土木設計積算システム」(以下、「被告ソフト」)を開発し、自治体向けに販売した。被告ソフトの開発に関与したのは、原告会社にて原告ソフトの開発等に関与しその後退職した元従業員らであった。また、その者らは、被告ソフトの開発前に、ジェイソフトと共謀して原告ソフトを無断複製して販売し、著作権侵害で罰金刑を受けていた。 原告は、被告ソフトは原告ソフトの著作権(複製権、翻案権)を侵害する、被告は、原告ソフトに関する営業秘密を悪意もしくは重過失で取得、使用、開示した、として訴えを提起した。 原告: 被告ソフトは原告ソフトの重要部分を言語とデータベースエンジンを変えただけの複製もしくは翻案である。 (1)条件値のチェック方法や出力禁止情報の制御方法等が共通である。「既定値」が一部「規定値」と誤記されていることおよびその処理内容が共通している。(実質的同一性、類似性) (2)原告ソフトの開発および無断複製に関与した者らが現在被告会社に雇用されている。開発期間等から見て、独自に被告ソフトを開発することは不可能であった。(アクセス) (1)本件営業秘密は、次の理由により、不競法2条4項の「営業秘密」である。 ア 膨大な費用と時間がかかるソフトに関わることであり、	原告では従業員らに、これを外部に漏らさないように指導し、就業規則でも規定していた。(秘密管理性) イ 原告が独自に開発したノウハウであり、一般には知られていない。(非公知性) ウ 公共工事の発注の際に、手作業なら数日間を要する作業を数分で可能とする。(有用性) (2)原告会社で本件営業秘密を熟知した者らがその後退社して被告ソフトの開発等に関与した事情から見て、被告の悪意もしくは重過失は明らかである。 判示事項: 条件値のチェック方法については、公共土木のコードブックに従えば誰がプログラムを作成しても同じようになる。出力禁止情報の制御方法については、原告ソフトに独特の方法でない。「規定値」の誤記は、稀なことではないし、両ソフトで生じ方が異なる。よって、被告ソフトは原告ソフトの複製もしくは翻案とは認められない。 被告ソフト開発者らの前歴等は、被告ソフトが原告ソフトの複製もしくは翻案であることを直ちに基礎付けるものとはいえない。原告ソフトの初期バージョンの完成やその後の個々の仕様変更に変更した期間は半年~1年程度であったから、被告ソフトを1年で独自開発することが不可能であったとはいえない。ソフトの顧客向け提案書の内容が同一であることは、アイデアの同一性、類似性を推認させるが、著作権の保護対象たる創作性ある表現部分の同一性、類似性を推認させるには足りない。 原告主張の文書中のどの情報が営業秘密に当たるのかについて具体的な特定がされていない。営業秘密であると解しうる情報もあるが、その情報について非公知性等の主張・立証はされていない。 (著21・27条、不競2条4項)重要度 (岡戸 昭佳)	
288 - 4	登録者の同意なしに登録ドメイン名を移転することができないとする確認請求の訴えが一部棄却(却下)された	登録ドメイン名の移転、請求の利益の有無
1 平13(ワ)25515号(東地46民) 2 平14.5.30(一部棄却、一部却下) 3 (有)吉田興業 4 (株)イトーヨーカ堂 6 争点:原告が日本知的所有権仲裁センター紛争処理パネルにおいて、「ドメイン名『IYBANK.CO.JP』の登録を申立人に移転せよ」との裁定を受けたことを不服として、「ドメイン名は、知的所有権の一種であり、憲法29条に保護される財産権であること、ドメイン名は原告が合法且つ適法に登録・保有していること、上記ドメイン名は、原告の同意なしに移転することはできないこと、原告には上記ドメイン名に関する先使用権があること」についての確認を求めたのに対し、被告は、「上記各確認は、請求の利益を欠いており、原告が上記ドメイン名を不正の目的で登録したことが明白であるから、上記裁定は相当なものであり、原告に同ドメイン名を継続使用する権利はない」として、本訴各請求の棄却を求めた。 判示事項:原告の請求(1) インターネット利用者は、「属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則(以下『登録規則』という)」の内容を承認した上で JPNIC に申請することによりドメイン名の登録を受け、また移転登録を受けることができる、ドメイン名の登録は、インターネット上での識別子として用いることを目的として行うものであり、これ以外の如何なる意味もない、ドメイン名の登録、移転については JPNIC の承認が必要であり、一定の事由があれば JPNIC からその登録を取り消されることがあること等に照らせば、ドメイン名登録は、インターネット利用者と JPNIC との間で登録規則をその内容(契約約款)とする私的契約を根拠に付与されるものであり、ドメイン名登録者は、JPNIC に対する債権的な権利を有するに過ぎない。したがって、ドメイン名は、特許権等の知的財産権とは異なり、権利の性格や憲法上の位置付けは、原告が本件ドメイン名を保有し続ける実体法上の権利を有するか否か、あるいは、本件ドメイン名を移転する義務を有するか否かとは直接関係するものではなく、請求は、確認の利益を欠き却下を免れない。 (2)原告が本件ドメイン名を継続して使用する正当な権限がない旨の判決が確定するまでは、少なくとも被告が実体法上	直ちに本件ドメイン名の移転を求め得る立場にはないから、請求は、確認の利益を欠く不適法なものであり、棄却を免れない。(3)本件ドメイン名「IYBANK.CO.JP」中、識別力を有する部分は、「IY」である。被告は、わが国有数の大規模流通業者であり、本件ドメイン名の登録前から「IY」なる標章及び「IYGROUP」なる標章を、20以上の商品等区分にわたって登録を受けている。被告のアルファベット表示である「Ito Yokado」なる標章が被告の営業標識として著名であることに照らせば、その頭文字である「IY」についても、本件ドメイン名登録以前において、既に消費者の間に広く認識されていたと認められる。また、被告は「(株)アイワイバンク」の銀行業務に先立って「IYBANK」「アイワイバンク」についての商標登録を受けている。これらの商標については、原告の本件ドメイン名登録に遅れるものであるが、原告のドメイン名登録は、被告の銀行業務への参入が大々的に報道された後になされたものであるばかりでなく、原告自身が銀行業務を行うことを業務目的としておらず、その形跡も存在しない。したがって、上記登録規則等に照らして、原告が本件ドメイン名の登録についての権利又は正当な利益を有しているものと認めることができない。よって、請求については理由がなく、棄却を免れない。(4)ドメイン名登録は、インターネット利用者と JPNIC との間の契約を根拠とする債権的な権利に過ぎず、第三者との間で先使用なる概念を觀念する余地はない。したがって、紛争処理パネルの判断を訴訟において争うに当たって、確認請求の対象として先使用なる概念を觀念することは無意味である。よって、請求は、確認利益を欠く不適法なものとして却下すべきものである。 評釈:本件は、先行した「SONYBANK」事件(本誌 VOL.55 No.5 P.88参照)と同時期に提起され、裁判所は、略同様の理由によって判決を下している。しかも、本件原告の代表者は、「SONYBANK」事件における原告の無限代表責任社員と同一人物であり、かつ両社の本店所在地も同一地である。このことから、本件は、「SONYBANK」事件と同様、ドメイン名の先願登録制度を悪用した特異な事件であると解される。 (JPNIC「ドメイン名登録規則」)重要度 (前田 和男)	

288 - 5	「6本ロールカレンダーの構造及び使用方法」に関する製造などの差し止めなどの請求が一部容認された事例	先使用権 事業の準備 不当利得返還
1 平12(ワ)18173号(東地29民) 2 平14.6.24(一部認容) 3 日本ロール製造(株) 4 石川島播磨重工業(株) 5 特許1735179号 6 主な争点: 先使用に基づく通常実施権が存在するか否か, 明らかな無効理由があるか否か, 損害の額等	被告: 争点 について, 被告は, 本件特許出願より前に本件発明の内容を知らないで自ら発明をして被告の社内で図面を作成して登録した。被告は, 本件特許出願の時点で, 発明の実施である事業の準備をしていたことを主張した。争点 について, 被告は, 原告自身の行為によって出願前に公知にしていることと, 刊行物記載の周知技術を転用したものにすぎないことを主張した。争点 について, 被告は, 原告が主張した額よりも少ない売上金の合計5億8,600万円を主張した。実施料の3%については争わなかった。 判決: ほとんど原告の主張を認めた。争点 に関しては, 判決では, 最高裁判所第2小法廷昭和61年10月3日判決を引	用し,「被告は,本件の出願時において,被告の社内で登録された発明の概略図の存在は認めた上で,実施予定も具体化していないきわめて概略的な計画があったにすぎない」として,被告における事業の準備を否定し,先使用権を認めなかった。争点 に関しては,被告が提起した本件についての無効審判請求の審決取消訴訟事件(東京高裁平成11年(行ケ)368号/最高裁にて確定)にて既に判断済みであるとして,被告の主張を退けた。争点 に関しては,被告の主張している売上金額に,争いのない実施料率3%を掛けて1,758万円を不当利得として認めた。 評釈: 判例によれば,事業の準備とは,「即時実施の意図が客観的に認識される態様,程度において表明されていることを意味する」とあり,本件では,この要件が認められなかった。ただ,本件の出願前に,発明の概略図は被告の社内で存在していたことは認められた。被告は,その内容を,先に提出すべきであった。 (特79条)重要度 (前田 均)
288 - 6	本願商標は,単なる商品の一部分として認識されるものであるから,商標法第3条1項3号に該当し,また,本願商標が,使用により自他商品識別力を獲得したことはなく,商標法第3条第2項の登録要件を満たさないとした審決が支持された	立体商標,商品の一部分
1 平13(行ケ)446号(東高6民) 2 平14.7.18(棄却) 3 サルヴァトーレ フェラガモ イタリア エス・ピー・イー 4 特許庁長官 5 商願平9-104041号 指定商品: 第14類 貴金属等,第18類 かばん類等,第25類 被服等 6 概要: 本願商標は,単に商品の形状の一形態を表示したものにすぎないから,商標法3条1項3号に該当し,また,本願商標は,商標法3条2項の登録要件を満たさないとした審決に不服の請求は成り立たないとした審決に対し,本願出願人である原告は審決取消訴訟を提起した。 判示事項: 取消事由1(立体商標制度の一般的理解の誤り)について (1)原告は,立体的形状における機能的形態と意匠的形態とを区別し,後者においては広く商標登録を認めていくべきであると主張する。しかし,機能的形態であっても,商品等などの機能を重視するか,機能をどの程度高めるかで,種々の形態が考えられ,その中での選択の余地は十分にあるから,原告のいう選択可能性の点で,意匠的形態との間に,商標として認めるか否かの扱いを異にするのを正当化するほどの相違があると認めることはできない。 (2)原告は,商標法の保護において平面的商標と立体商標を区別することは不当であると主張する。しかし,商品等の立体的形状は,その機能・美感の発揮を第一の目的として選択されることが通常であるから,出所を表示することを第一の目的として選択され,これに接する需要者もそのように理解するのが一般である平面商標と同一視することはできない。 取消事由2(商標法3条1項3号該当性の判断の誤り)について (1)本願商標は,形状としては極めて簡単であること,また,指定商品等に用いられた場合に果たす機能や,発揮する美感を考慮すると,その形状は,機能や美感と関係のない特異な形状ではないと認めることができる。 (2)原告は,本願商標は,ワンポイントマーク的に用いられるもので,かばんや靴等については,指定商品やその容器の形状そのものではないと主張する。しかし,本願商標は,需要	者にとって,その使用形態に従い,正にその留め具や飾りとして認識されるものであり,それ自体特異な形状ではないから,結局単にかばんや靴の一部分として認識されるものと認められる。本願商標を,商標法3条1項3号に該当するとした審決の認定判断に誤りがあるとは認められない。 取消事由3(商標法3条2項の該当性の判断の誤り)について (1)原告は,本願商標と類似するにすぎない商標であっても,それが使用された結果,自他商品の識別力を獲得した場合,商標法3条2項の登録要件を満たすと主張する。しかし,原告の販売した商品中には,本願商標のうち「」の直方体部分,あるいは円環部分にかぶせる金具に,「ferragamo」の文字が刻印されているもの等がある。これに,本願商標が極めて簡単であることを併せ考慮すると,需要者が,本願商標と同一ないしこれと類似した金具・飾り等のみに着目して,原告製品を識別すると認めることはできない。 (2)原告が,本願商標と同一ないし類似する形状の金具や飾りを付した商品を宣伝し,その販売額が相当多額であることは認められる。しかし,本願商標は,その機能・美感と無関係な特異な形状ではなく,指定商品等の形状そのものの範囲から出る形状とは認められないこと,「ferragamo」等の文字とともに用いられることが多いことから,上記宣伝・販売の事実をもってしても,本願商標が使用により自他商品の識別力を獲得したことはなく,商標法3条2項の登録要件を満たさないと認定判断した審決に誤りがあるとは認められない。 <p style="text-align: right;">【本願商標】</p>	 <p style="text-align: center;">(商3条1項3号,3条2項)重要度 (松井 宏記)</p>

288 - 7	発光ダイオードに係る意匠が引用意匠に類似することを理由になした拒絶審決の取消について争われた	意匠法3条1項3号,意匠の類似
1 平13(行ケ)411号(東高18民) 2 平14.7.30(棄却) 3 (株)東芝 4 特許庁長官 5 意願平9-79759号 6 本件は、発光ダイオードに係る本願意匠が引用意匠に類似するため意匠法3条1項3号に該当することを理由とする拒絶審決の取消について争われたものである。 判示事項:(1)審決は、本願意匠を表す図面として誤って補正後の図面ではなく補正前の図面を審決書に添付している。 しかし、出願当初の願書及び添付図面の要旨を変更する補正が認められないことから、本願意匠の構成態様の認定等に誤りがない場合には、審決の取消事由にならない。 (2)審決が引用意匠とした実用新案公報記載の発光ダイオードは、第1図にはリード線が記載されているが、その他の図面にはリード線が記載されていない。 しかし、実用新案公報に記載される図面は、技術的思想を端的に表すのに十分な表現方法を採用するものであるから、構成部分の一部を適宜省略して図示する手法が慣用されている。当業者は、リード線を省略した図面について、リード線を記載した図面の態様のものとして補って把握するであろうことが明らかである。 したがって、審決が、リード線を省略した図面について、リード線を記載した図面の態様のものとして補って引用意匠を認定したことに誤りはない。 (3)類否判断について a) 審決が認定した「平面視長円形状で、上方先端部を正面視略半円弧状で側面視穏やかな円弧状とする凸曲面上に膨出させた略扁平長円柱体」とする本体の形状は、意匠の特徴を基礎づける基本的な構成と認められ、この共通点を凌駕する特徴的な差異点が認められない限り、看者に強い共通感を与える。 b) 審決が差異点として認定した「本体の平面視長円形状に	<p>において、本願意匠は、やや細長い楕円形状であるのに対して、引用意匠は、両端部を円弧状とするやや細長い長円形状である点」に関して次のように判示する。</p> <p>本体を平面視やや細長い楕円形とすることは、広く知られていた。この周知の形状のものを先端部にかけて正面視略半円弧状で側面視穏やかな円弧状として凸曲面状に膨出させて柱状とすることは、当業者が通常採用する設計事項のものとして当然存在しており、広く知られていたことが推認されるから、本願意匠独自のものでなく、看者が殊更注視するものではない。</p> <p>そして、意匠に係る物品が小さなものであり、共通点が看者に強い共通感を与えることから、差異点が看者に与える印象は微弱なものである。</p> <p>c) 審決が差異点として認定した、横幅と高さとの構成比、及び横幅と厚みとの構成比について、通常の範囲内での差異に過ぎず、看者がその差異に注目をするとはいえない。</p> <p>d) 審決が差異点として認定した、2本のリード線を正面視で左右に突出させているか、前後に突出させているかについて、基本的構成態様に包摂される差異に過ぎず、意匠全体に及ぼす影響は微弱である。</p> <p>評釈：本願出願時には種々の形態の発光ダイオードが公知であり、需要者にとって見慣れた物品であり、需要者の眼の水準が高くなっていったものと考えられること、また、原告が主張しているように、発光ダイオードの上面や周側面の形態は、レンズ効果の相違に伴う発光特性の相違となって表れることから、発光ダイオードの需要者が格別の注意を払って注目する形態であり、発光ダイオードが小さな物品であるとしても、単に部分的差異と評価するのではなく、意匠の類否判断に影響を与える要部として評価する余地もあったのではなからうか。</p> <p>(意3条1項3号)重要度 (松尾 憲一郎・内野 美洋)</p>	
288 - 8	本件商標の登録は、他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれありとした無効審決が支持された	直ちに名称想起と周知・著名性
1 平13(行ケ)435号(東高18民) 2 平14.4.30(棄却) 3 松本東喜雄 4 (株)アスキー 5 商標登録4346339号 6 本件商標「リナックス/Linux」、指定商品「印刷物等」 争点：本件商標の「印刷物」に関する商標法4条1項15号該当性の存否 判示事項：Linux は、リーナス・トーバルズにより開発されたコンピュータのオペレーティングシステム(OS)を表示するものとして、本件商標の出願日より相当前からわが国コンピュータ業界における需要者の関心を集め、Linux の解説書籍や雑誌等の紹介記事が多数存在したことから、Linux を搭載した機器やその関連パッケージソフト等が有償・無償で頒布され流通する状況にあったことが認められる。このような状況から、本件商標出願前に「Linux」の文字に接した取引者・需要者をして直ちにコンピュータOSであるLinuxを想起させる程度にまで浸透して、周知・著名となっていたものと推認される。 そして、このようなLinux OSの周知・著名性とコンピュータソフトの多種多様な解説書が刊行されることが多いという事情を考慮するとき、本件商標をその指定商品中「印刷物」に使用した場合、これに接する取引者・需要者は、直ちに周知・著名なOSの名称であるLinuxを想起し、本件商標を使用した商品がOSのLinuxの開発者又は推進主体と組織的若しくは経済的に何らかの関係の有する者の業務に係る商品で	<p>あるかのごとく誤認し、その商品の出所について混同を生ずるおそれがあるというべきである。</p> <p>原告は、リーナス・トーバルズがコンピュータOSや印刷物等で「Linux」を使用して商業活動等を行っていない旨主張するが、商標法4条1項15号は、出所の混同を生ずるおそれのある商標の登録を阻止する趣旨の規定であって、同号の「他人の業務に係る商品又は役務」とは、必ずしも他人が現実に行っている業務に限られるものではなく、客観的にみてその他人が業務主体として商品を取り扱い又は役務を提供するものと推認されるような業務に係る商品又は役務も含むものと解される。</p> <p>また、OSのLinuxが日本国内において広く知られるようになったのは、本件商標の出願後であるとの原告主張には、本件商標の出願当時におけるLinuxの周知・著名性が原告の証拠として提出した雑誌記事や書籍の記載からもうかがい知ることができる。</p> <p>原告：リーナス・トーバルズは、コンピュータOSや印刷物等で「Linux(リナックス)」の商標を使用して商業活動は行っていないし、本を書いて印税を得る出版業務も行っていないから、本件登録商標の使用によりリーナス・トーバルズの業務に係る商品又は役務との誤認混同を生ずるおそれはない。OSのLinuxが日本国内において広く知られるようになったのは、本件商標の出願後であるから、それ以前にLinuxが周知・著名であったとした審決の認定判断は誤りである。</p> <p>(商4条1項15号)重要度 (信太 明夫)</p>	

288-9	工業所有権仲裁センターで、先に社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)で登録を受けたドメイン名「goo.co.jp」の移転を命じられた原告がそれを使用する権利の確認を求めたが、後から同一のドメイン名「goo.ne.jp」について登録を受けた被告の方の使用権が認められた例	ドメイン名 JPNIC GOO 転送サイト
1 2 3 4 6	平13(ワ)2887号(東地47民) 平14.4.26(棄却) (有)ポップコーン (株)エヌ・ティ・ティエクス 原告は、ドメイン名「goo.co.jp」について、被告より先に、JPNICで登録を受けていたが、紛争処理方針に基づき、被告にドメイン名「goo.co.jp」の移転を命じられた(仲裁センター裁定)。これに対して、原告がそれを使用する権利の確認を求めた。紛争処理方針4条(a)では、登録者のドメイン名が、申立人の表示と混同を引き起こすほどに類似し、登録者がドメイン名について正当な利益を有していないこと、及び不正の目的で登録又は使用されていることが、判断基準となっていたが、裁判所は、ドメイン名の類似については、「goo」の部分が要部において外観及び称呼で共通しているため類似であるとし、原告は、被告サイトが著名になった後に、被告サイトと誤認混同又は入力ミスをした多数のインターネットユー	ザーを転送先に誘引して利益を得るために原告サイトを大きく変更して転送サイトとし、本件ドメイン名を使用して、ユーザーの誤りに乗じて商業上の利得を得ていたものであるから不正の目的があり、また原告がドメイン名又は「goo」の表示で認識されていた事実はなく、その名前の使用について正当な利益を有しているとはいえないので、紛争処理方針4条(a)の要件に該当するとされ、請求を棄却された。 なお、ドメイン名に関する判決として、富山地裁平成12年12月6日(判例時報1734号P.3)「jaccs.co.jp」の使用を差し止めた事例、東京地裁平成13年8月31日判決(判例時報1755号P.43)「j-phone.co.jp」の使用を差し止めた事例、東京地裁平成13年11月29日判決工業所有権仲裁センターで「sonybank.co.jp」の移転を命じられた原告がその所有権の確認を求めた事例がある。 (ドメイン名紛争処理方針4条、不競2条1項1・2号)重要度 (加藤 恒久)
288-10	本件特許権「筋組織状こんにやくの製造装置」に関する差止等請求事件について、本件発明の構成と均等とされ、原告の請求が認められた事例	均等、技術的範囲、70条1項、間接侵害
1 2 3 4 5 6	平12(ワ)6322号(大地21民) 平14.4.16(認容) 日本織食(有)、川原信彦 ハタノヤ(株) 特許1912343号 概要:「こんにやく製造装置」の特許権者等である原告が、被告販売のこんにやく製造用目皿は、主位的に特許発明の技術的範囲に属することを理由に、予備的に特許発明の実施にのみ用いられるものであることを理由に、目皿の生産差止め等を請求した。 本件発明の構成要件:A.ホッパー中に投入されたこんにやくのりを多孔のノズルから押し出す押し出し装置において、 B.前記ノズルを平行ノズルとしてその押し出し孔間隙(a)を3mm以下に小、又はノズル押し出し直後の糸状こんにやくのり間のすき間(c)が3mm以下の小さい傾斜ノズルとし、 C.押し出し後の圧力開放により糸状こんにやくのりが膨張して糸状こんにやくのり同志がゲル化前の短時間のうちに外力を加えることなく接して一本化するようになっていることをD.特徴とする筋組織状こんにやくの製造装置。 争点:(1)ア「こんにやくの製造装置」(構成要件D)とは、目皿のみを意味するのか、製造装置全体を意味するのか。 イ仮に「筋組織状こんにやくの製造装置」(構成要件D)が製造装置全体を意味するとした場合、被告目皿はこんにやくの製造装置の生産にのみ使用されるものか。 (2)被告目皿により製造されるこんにやくは、「筋組織状こんにやく」(構成要件D)との構成を備えているか。 (3)被告目皿は、「多孔のノズル」(構成要件A)を備え、「押し出し後の圧力開放により糸状こんにやくのりが膨張して糸状こんにやくのり同志がゲル化前の短時間のうちに外力を加えることなく接して一本化するようになっている」(構成要件C)との構成を備えているか。 (4)仮に被告目皿が上記構成を文言上備えていない場合に、均等として被告目皿は本件発明の技術的範囲に属するか。 判旨:(争点(1)ア)本件発明の対象は「こんにやくの製造装置」全体であり、2ノズルは本件発明の構成の一部をなすものといえる。「目皿」はこんにやくの製造装置における押し出し装置の先端に設置され、そこからこんにやくのりが押し出されるものであるから、本件発明(構成要件A,B)にいう「ノズル」に相当する。 (争点(1)イ)被告目皿がこんにやくの製造装置以外の他の実用的な用途に用いられることを認めるに足りる証拠はないから、被告目皿はこんにやく製造装置の生産にのみ使用されるものと認められる。 (争点(2))構成要件Dにいう「筋組織状こんにやく」とは、	多数本の糸状こんにやくを接触する部分で接着させて集束一本化した構造のこんにやくをいうものと解するのが相当である。したがって、被告目皿により製造される糸状こんにやくも構成要件Dにいう「筋組織状こんにやく」に該当する。 (争点(3))被告目皿は、主孔部分と連通孔部分とから成る連通孔付き目皿であり、主孔と連通孔のそれぞれから一本化したこんにやくのりが吐出されるのであるから、独立した多数の孔を有するものではない。したがって、被告製造装置は、文言上、「多孔のノズル」(構成要件A)との構成を備えているとはいえない。また、被告目皿を用いたこんにやく製造装置のノズルから吐出された糸状こんにやくのりは当初から分離しているものではなく、吐出時において、主孔部分から吐出される糸状こんにやくのりを幅方向で結び薄肉こんにやくを形成する程度のこんにやくのりは連通孔部分からも吐出されることが認められるから、被告目皿を備えた被告製造装置は、構成要件Cを備えているとはいえない。 (争点(4)):均等の成否、最高裁平成10年2月24日判決) 非本質的部分(均等要件):均等が成立するためには特許請求の範囲に記載された構成中の対象製品と異なる部分が特許発明の本質的部分ではないことを要するが、被告製造装置においては、本件発明の本質的部分を備えている。 置換可能性(均等要件):本件発明の「(連通孔のない)多孔のノズル」を、被告製造装置に被告装置の構成に置換したとしても、本件発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏する。 容易想到性(均等要件):従前、一層から成る糸状こんにやくを製造する単独孔目皿を製造販売していた被告を含む業者にとって、本件明細書の実施例に一層から成る糸状こんにやくの記載がないとしても、本件発明の作用効果を取り入れた連通孔付目皿を備えた被告製造装置に置換することが容易であったことに変わりはない。 容易推考性(均等要件):被告製造装置が、本件発明の出願当時における公知技術と同一又は当業者がこれから上記出願時に容易に想到することができたものであると認めるに足りる証拠はない。 意識的除外(均等要件):被告製造装置における「孔間を0.2~0.5mm幅のスリットで連結した多孔のノズル」との構成が、本件発明に係る特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情の存在を認めるに足りる証拠はない。 したがって、被告製造装置は、本件発明の構成と均等なものであるとして、その技術的範囲に属するというべきである。 (特70条1項、101条1項)重要度 (太田 明男)